

[調査会 NEWS 267] (17.7.6)

次回の定例記者会見について

7月の定例記者会見は以下の日程で行う予定です。

7月25日(月) 14:00 ~ 於家族会事務所

内容：ゼロ番台の追加発表、古川さん認定訴訟、その他

古川了子さんの認定を求める訴訟について

第2回の口頭弁論は8月4日(木) 10:30 から東京地裁で行われます。前回同様、終了後に弁護士会館(5階 507号室)にて記者会見を兼ねた報告会を開催します。詳しいことは近くになってからお知らせします。

[調査会 NEWS 268] (17.7.8)

古川了子さん認定訴訟にかかわる国側意見書

先日の第1回口頭弁論で弁護団が提出した求釈明書に対する回答（意見書）が国側から出されました。内容は後掲の通りで、予想の範囲内ではありますが、文字通り「木で鼻をくくった」回答です。求釈明書（News258）と比較してご覧下さい。

そして、「意見書」を読む前に是非覚えておいていただきたいのが、以下の細田官房長官答弁です。これは去る6月14日の参議院内閣委員会で森ゆうこ議員（民主）の質問に答えたものです。

森ゆうこ君（途中略）これから救出に向けていつまでに何をするのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

国務大臣（細田博之君）できるだけ努力を今後とも継続したいと思います。それには交渉のテーブルに着き直すことが大事でございますし、それから別途進められております六か国協議も再開に向かって今協議が進められておりますが、こういったところで直接顔を合わせて、それをきっちりと申し入れるということが今後可能になる可能性が今大きくなっていると思っております。

森ゆうこ君 政府、我が国政府が、我が国の国民が拉致されて救出を待っているときに、我が国の政府が自分でできる、主体的にできるということを、いつまでに、どのように、何をするのか、具体的にお答えいただきたいという質問なんです。

国務大臣（細田博之君）先方も政府で、彼らのこの領土の中においてはあらゆる人に対する権限を持っておりますので、これは我々が説得をして、そして彼らがついに、実は生きておりました、全員返しますと言うまで粘り強く交渉をすることが我々の今の方針でございます。

私はこの部分を読んだとき、思わず溜息がでました。

まあ、ありていに言えばそういうことだろうと思ってはいたのですが、国会における官房長官の答弁としてこれだけあからさまに言われると開いた口がふさがらないといったところです。本当は直ぐに問題にしなればならなかったはずですが、あらためてその言葉の重さに（ご本人が軽い人であるだけに）腕組をしてしまったというのが正直なところでした。

この答弁は「政府は絶対に拉致被害者を助けません」という宣言でもあります。それは今の被害者だけではなく、これから被害に遭う人たちも同様でしょう。イラクに、危険であることを覚悟して入って人質になる人への対応と、何十年も苦しんでいる拉致被害者への対応の差はどこから来るのでしょうか。

いずれにしても私たちはこういう政府を持っているのだということを、しっかりと認識しておかなければならないでしょう。(荒木)

(古川事件 政府側からの意見書)

平成 17 年(行ウ)第 161 号拉致被害者等認定請求事件

原告 古川朗子ほか 1 名

被告 国

意見書

平成 17 年 6 月 30 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

被告指定代理人

(氏名省略)

被告は、本件訴訟につき、関係法令に従い、適切に対応する所存であるが、平成 17 年 6 月 6 日付け原告らの求釈明書記載の求釈明事項については、以下の理由により、いずれも釈明の必要があるものとは認められない。

なお、以下の記載において、略語は答弁書の例による。

1 標記求釈明事項第 1 について

被告としては、訴状を慎重に検討した結果、本件訴えが訴訟要件を欠き、訴えの却下を求めざるを得ないと判断したものであって、本件においては、訴訟要件に関する審理がなされるべきものと考えている。

2 同第 2 について

同求釈明事項は、法 2 条の「被害者」の認定基準等及び古川了子が認定されていない理由を問うもので、いずれも本案の審理に必要な事項の釈明を求めるものと解される。しかしながら、上記 1 のとおり、被告としては、本件訴えが訴訟要件を欠いていると判断したものであって、これらの点を明らかにする必要があるものとは認められない。

3 同第 3 について

(1)同第 3 の 1 について

同求釈明事項の「ないし」は、答弁書第 2 の 1 の「はじめに」において、「拉致の可能性を排除できない事案」について関係省庁ゴ楸元ゞ悦旅圃辰討い觴董箒澆鮎睫世靴辛・・砲弔い凸笋 發里任 襦・靴・掘 ・櫻亮董箒澆砲弔い討寮睫世箒靴討蓮・

厩爐傍 櫻靴燭箸・蠅任 辰董 楫鍬凌獲・砲・い董 海谿幣寮寮睫世・・廚任 襪
箸惑 甕猶譴覆あが

(2)同第3の2について

同求釈明事項は、「被害者」と認定されるために必要な「情報」の内容を問うもので、本案の審理に必要な事項の釈明を求めるものと解されるので、上記2と同様、この点を明らかにする必要があるものとは認められない。

(3)同第3の3について

同求釈明事項は、答弁書第2の2の法の趣旨及び目的等の説明中の「被害者の帰国が具体化した場合」の内容を問うものであるが、法の趣旨及び目的等は、答弁書の同項の記載のとおりであり、本件の審理において、これ以上の説明が必要であるとは認められない。

(4)同第3の4について

原告適格については、答弁書第2の3(2)に記載したとおりであり、被害者の家族の定義規定が原告適格の有無の判断を左右するものとは解されないから、釈明に応じる必要があるとは認められない。

4 第4について

同求釈明事項は、いずれも、本件とは別の案件に関するものであり、本件審理の対象外の事項であるから、釈明に応じる必要があるとは認められない。

[調査会 NEWS 269] (17.7.13)

参考情報 安明進論文

安明進氏の論文が本日中に戦略情報研究所のホームページ「安明進Xファイル」のコーナーに掲載されます。すでに戦略情報研究所会員にはお届けしておりますが、現在の韓国の状況を知る上で極めて重要な内容ですのでご覧いただくと幸いです。戦略情報研究所のホームページのアドレスは以下の通りです。

<http://www.senryaku-jouhou.jp>

参考情報 北朝鮮人権問題に関する集会

以下は守る会(北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会)の三浦小太郎さんからのご案内です。

北朝鮮に人権査察を！ 脱北帰国者の救援と日本定着の実現を！

アメリカでの北朝鮮人権問題国際会議参加報告、脱北者証言などを通じ、現在の中国における脱北者強制送還に抗議すると共に、北京オリンピックの開催地変更、北朝鮮に対する国際的人権査察の呼びかけ、また帰国者、日本人配偶者の日本受け入れなどを訴える集会を行います。皆様方のご参加をお願いいたします。

日時 7月30日(土)午後1時開場 1時半開会

場所 韓国YMCAスペースY

(千代田区猿楽町2-5-5 03-3233-0611)

参加費1000円

発言者(予定)山田文明(守る会代表)金尚憲、金尚哲(韓国NGO)姜哲煥ビデオメッセージ他

[調査会 NEWS 270] (17.7.21)

定例記者会見について

すでにお知らせしておりますが、次の通り記者会見を行います。

日時 7月25日(月) 14:00 から

場所 家族会事務所

内容 ゼロ番台追加発表(2名程度)

古川さん拉致認定訴訟について(8月5日の第2回口頭弁論等)

今後の活動(北朝鮮への直接のはたらきかけ等)について

その他

なお、これまでと同様、当日発表するゼロ番台の方については10時半頃から調査会事務所で写真の複写が可能です。また、会見で発表する個人データも同様にお渡しします。ただし、報道は記者会見開始後にてお願い致します。

[調査会 NEWS 271] (17.7.22)

兵庫県知事・県警本部に要請

本日(22日)午後、兵庫県関係の失踪者ご家族が兵庫県知事・県警本部に要請を行います。これは救う会兵庫の行う活動に同行するもので、有本恵子さんのご両親も参加されます。調査会からは代表荒木・理事岡田が参加します。

調査会から県警への要請文書の内容は以下の通りです。

平成 17 年 7 月 22 日

兵庫県警本部長
巽高英様

特定失踪者問題調査会代表
荒木和博

特定失踪者問題に関する要請

拝啓

平素の拉致問題解決への取り組みに関し、心より敬意を表します。

さて、9・17で4人の失踪者が拉致認定されて以降、この4月にはじめて神戸市出身の田中実さんが拉致認定されましたが、ここに至るまでには県警の本部長をはじめとする担当者の皆様の並々ならぬ努力があったことと聞いております。

その努力は多といたしますが、警察全体で考えれば2年半で追加認定1名という結果は余りにもささやかなものと考えざるをえません。官房長官の国会答弁などからしても、事件としての拉致問題を解決するにあたり、最大の責任を負っているのは警察であるということをご認識していただき、一層の善処をお願い申し上げる次第です。

つきましては、下記の項目について要請申し上げます。

- 1、兵庫県に関係する特定失踪者のご家族で県警に告発状を提出している方々について、現在の対応がどうなっているか、明らかにしてください。
- 2、すでに国会答弁などを通じても拉致被害者が現在の認定者より遥かに多いことは明らかにされていますが、兵庫県内で拉致された可能性のある人は何人程度いると想定されるのか、特定失踪者リストの中で誰がその可能性が高いのか、明らかにしてください。
- 3、私たちは拉致が最近まで行われており、今後も行われる可能性があると思っておりますが、県警のご判断はいかがでしょうか。もし、現在行われていないと判断されてい

るとすればその根拠をお示してください。

今後とも全国の県警の先頭に立って拉致問題解決の尖兵として邁進いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

[調査会 NEWS 272] (17.7.25)

ゼロ番台 16 次リスト発表

調査会では本日の記者会見で以下の第 16 次発表 0 番台リスト 2 名を発表しました（敬称略）。

堺 弘美（さかい ひろみ）（当時 22 歳）

生年月日 ・昭和 34（1959）年 10 月 22 日

失踪年月日 ・昭和 57（1982）年 4 月 2 日

性別 女

当時の身分 ・飲食店従業員 兼 美容学校学生

当時の居住地 ・東京都新宿区北新宿

失踪場所 ・北新宿の自宅アパート

失踪当時の状況 ・失踪数日前に弘美さんから母へ「北新宿の自宅アパートを引き払って、実家（母の住む杉並区上井草）に移り住む」との電話連絡があった。ところがその数日後に再び電話で、「やはりもう少しこちらに残る」と言ってきた。4 月 2 日、職場（新宿の飲食店）から電話で「弘美さんが仕事に来ていない。これまで無断欠勤したこともなかったのだが」との連絡があり失踪したことが判明した。当日か翌日にアパートへ行ってみると、部屋は普段の生活をしている状態だった。転居の準備をしていたようにも見えず、不動産屋にも転居の話はしていなかった。なくなっていたのは茶色っぽいチャイナ服（ドレスというより普段の外出用）。赤いブレザー（友人が貸したという）。財布。

佐藤 正行（さとう まさゆき）（当時 27 歳）

生年月日 ・昭和 33（1958）年 12 月 11 日

失踪年月日 ・昭和 61（1986）年 10 月 29 日

性別 男

当時の身分 ・製薬会社勤務

当時の居住地 ・名古屋市千種区

失踪場所 ・名古屋千種区の自宅マンション

失踪当時の状況 ・外食店で買い求めた弁当をアパート自室で食事中、部屋着の軽装で外出したまま行方不明。部屋には財布、自動車免許など一切の身の回りのものは残されていた。また消費者金融から借金があった。

6 者協議についての見解

本日の記者会見で以下の文書を発表しました。

6 者協議開催にあたって

明日 26 日より北京で 6 者協議が開催される。

困難な状況の中、政府関係者各位が拉致問題の提起をされようとしていることに期待をし、また、敬意を表する次第である。

しかし、6 者協議で拉致問題はもとより、主題となっている核問題も解決の目処がたつのは極めて難しいと思わざるをえない。核のなくなった北朝鮮はただの貧乏国であり、それはすなわち体制の崩壊を意味するからだ。

6 カ国協議の最大のメリットは周辺国が一同に会すことで、北朝鮮がかつて中国とソ連、あるいは中国と米国、ときには日本も天秤にかけてやってきた外交をできなくし、逃げ道を塞いでいくことにある。また、当事者 5 カ国はそれぞれが利害を異にし、状況は複雑かつ突発的な変化が考えられることからして、いかに日本がこの地域のグランドデザインを提示して、他国をそれに巻き込んでいくかが重要であると思う。関係各位の奮闘に期待するところ大である。

その上で、拉致問題について考えると、6 者協議で北朝鮮が私たちの期待に応える譲歩をすることはあり得ない。北朝鮮が譲歩しなければ日本では経済制裁への世論が一層高まるだろうが、私たちは今の状態で何が可能で、何が不可能なのかをもう一度考えてみるべきではないか。

- 1、6 者協議では拉致問題の実質的進展は難しい
- 2、北朝鮮側は 2 国間においても拉致問題を進展させる意図はなく、また、現在の北朝鮮の政権にそのリーダーシップも存在しない
- 3、認定が警察の「法と証拠」という原則に基づき、100 % 確実であることを目指すなら、大部分の拉致被害者は認定されず、したがって救出もされない。
- 4、たとえ何人かが認定されたとしても、経済制裁をはじめとする圧力に政府が極めて消極的である状況で、北朝鮮が「死亡」と言った政府認定者も含めて、帰国していない拉致被害者を返すとは思えない。

以上の状況から考えたとき、新たな手段が必要である。

- 1、政府としては、現在の警察の捜査 内閣の認定 外務省の交渉 という方法と別系統の拉致問題解決のための動きをすべきである。それは金正日体制崩壊を視野に入れ、警察以外の機関の情報収集によって拉致被害者の所在地を特定し、必要に応じて実力による救出を行うための準備をすることを求めたい。

2、私たちの立場としては、前記に関して政府・議会の関係者とさらに連携をとりながら推進し、国内外の北朝鮮人権問題にかかわる組織と連携して救出の状況づくりのために努力する。古川了子さんの拉致認定を求める訴訟にもその一環としての要素が存在する。また、政府が交渉の場で特定失踪者についてほとんど質したことがないという現実に鑑み、民間の手で直接北朝鮮側に情報を入れる方策を検討し、可能なものから実施していきたい。

政府は、現在の個別官庁の業務の整合性に拘泥せず、「国民の安全を守る」という最大の義務を果たすべく全力をかけていただきたい。6者協議もその最大の義務を遂行するための一手段であることはいうまでもない。

平成 17 年 7 月 25 日
特定失踪者問題調査会代表 荒木和博

古川さん訴訟第 2 回口頭弁論

前のニュースで日程を誤って 5 日と書きましたが、4 日木曜の間違いです。お詫びして訂正します。

まだ決まってはいませんが傍聴が抽選になる場合は 9:30 抽選受付になりますので、傍聴の方はそれまでにおいでいただけると幸いです。これまでの政府側の対応が徹底して事実認否を避けるというものなので、第 2 回口頭弁論については弁護側は厳しい姿勢で臨むことになると思われます。

なお、終了後弁護士会館 5 階で前回同様記者会見を兼ねた報告会を行います。抽選に漏れて傍聴できなかった方はこちらで説明を聞いていただくこととなりますのでよろしくお願ひします。

参考情報（集会のお知らせ）

守る会三浦小太郎さんからの情報です。
北朝鮮に人権査察を 脱北帰国者の日本定着の実現を

7月30日（土）午前1時開場 1時半開会 参加費1000円
於：韓国Y M C A（千代田区猿楽町 2-5-5 TEL：03-3233-0611）
J R 総武線水道橋駅東口から徒歩7分程度

（内容予定）

- 1、開会挨拶
- 2、中国による脱北者強制送還と、救援 N G O 不当逮捕の実態
発言者 ティム・ピーターズ

チョン・ギオン（トウリハナ宣教会）

金基柱

山田文明

3、脱北者証言

申順姫（子供たちが上海にて囚われ、北朝鮮に強制送還）

パク・シネ（娘が中朝国境で北朝鮮に拉致）

新証言として、脱北女性1名（北朝鮮で、強制墮胎させられた体験者）

4、人権弾圧の象徴：北朝鮮強制収容所への人権査察を

金基柱 アメリカ・フリーダムハウス主催による北朝鮮人権問題国際会議報告

姜 Cholファン ビデオメッセージ

三浦小太郎 「アウシュビッツ解放60周年の年に北朝鮮強制収容所解放を」

5、金尚哲氏あいさつ

脱北者への弾圧をやめない中国に北京オリンピック開催の資格はあるのか？

6、閉会